

厚生労働大臣殿

すべての国民が使える
「確定拠出年金制度」を求める
民間有識者会議
2014 年 12 月 1 日

新たな個人型確定拠出年金の導入に関する提言

わが国は今後も少子高齢化の流れが続き、2060 年の総人口は 9000 万人を割り込み、その 4 割が 65 歳以上になると予想されています。こうしたなか、多くの国民は、老後の生活資金を確保するためには現状の公的年金制度だけに頼るのは難しいとの不安を抱いており、この不安を少しでも緩和するための支援制度の拡充が喫緊の課題になってきております。

現状、わが国には自助努力による老後資産形成の手段として「個人型確定拠出年金制度」があります。企業型確定拠出年金制度が企業の運営する「退職給付制度」の一環であるのに対して個人型確定拠出年金は「個人が自助努力で老後の資産形成を行う手段」です。しかし、現状では加入可能者のわずか 0.5%しか加入しておらず、十分に活用されている状況ではありません。

現役世代の資産形成を様々な立場から支援する個人の集まりである、“すべての国民が使える「確定拠出年金制度」を求める民間有識者会議”はこの制度を「より多くの人が使える、よりわかりやすい制度」へと改善し、どのような職業やライフスタイルを選択しても、長期的に、継続的に資産形成を行うことを可能とするべく、下記の通りの制度改正を提言します。

提言内容

より多くの人が使える

「現行の個人型確定拠出年金の加入対象者を 20-60 歳のすべての国民に拡大する」

わかりやすい

「所得控除方式から政府上乗せ拠出方式に変更し、投資成果は非課税とする」

- 1) 現行の個人型確定拠出年金の加入対象者を自営業者(第 1 号被保険者)、企業従業員・公務員(第 2 号被保険者)、専業主婦(第 3 号被保険者)などすべての公的年金加入対象者に拡張する。
- 2) この制度は現状の全ての公的年金及び企業年金の既存制度と並立する。但し、企業型確定拠出年金の従業員拠出分（いわゆるマッチング拠出）を個人型確定

拠出年金に統合し、「退職給付制度としての企業型確定拠出年金」と「自助努力による老後資産形成手段である個人型確定拠出年金」の位置づけを明確にする。

- 3) わかりやすく、かつ制度への参加意欲を引き上げるため、拠出額を所得控除の対象とする非課税制度は廃止し、政府が個人の拠出額に上乗せ拠出する制度(政府マッチング拠出と呼ぶ)を新たに創設する。具体的には、政府は、個人の拠出額の 15%にあたる額を上乗せして拠出するが、現状の個人型確定拠出年金ならびに企業型確定拠出年金の個人拠出分に認められている、拠出額を所得控除対象とすることを停止する。
- 4) 拠出上限は、他にどんな年金制度に加入しているかに関わりなく、月額 5 万円(年間拠出 60 万円)とする。
- 5) 60 歳まで引き出すことを認めず、その運用期間中は運用益に課税せず、また 60 歳以降の引き出し時にも課税しない。
- 6) この制度は貯蓄優遇策ではなく、資産形成を確保するための年金制度であることから有価証券による運用に対してのみ適用する。
- 7) マイナンバー制の導入に伴って、この制度は NISA や証券の特定口座など通常の金融商品と同様の扱いとして、それに係る諸コストの低減を図ることとする。

すべての国民が使える「確定拠出年金制度」を求める民間有識者会議メンバー
(五十音順)

大江英樹	(株式会社オフィス・リベルタス 代表取締役)
岡本和久	(I-O ウェルス・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長)
渋谷 健	(コモンズ投信株式会社 取締役会長、 シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役)
島田知保	(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社 「投資信託事情」発行人・編集長)
竹川美奈子	(LIFE MAP, LLC 代表 ファイナンシャル・ジャーナリスト)
中野晴啓	(セゾン投信株式会社 代表取締役社長)
野尻哲史	(フィデリティ退職・投資教育研究所所長)
藤野英人	(東証 (JPX) アカデミーフェロー)

メンバー個人の意見を集約したものであり、
所属する組織の意見を代表するものではありません

問い合わせ先
事務局 シブサワ・アンド・カンパニー株式会社
電話番号 03-3556-9970
E-mail ; info@shibusawa-co.jp